

従業員特定退職金共済制度 ご加入のおすすめ

退職金の事前準備は十分でしょうか？

この制度は全京都水道工事業共済会が会員事業所のご繁栄を願ってお届けする退職金積立制度です。

※所得税法施行令第 73 条の要件を備え、所轄税務署長の承認を受けた「社団法人全京都水道工事業共済会 退職金共済規約」に基づいて運営されます。

従業員の福利厚生の実現を図って勤労意欲を高め、人材を確保して事業の安定成長を図ることを目的とした制度で、次のように優れた特色を備えております。

制度の特色

1. 将来必要な退職金を計画的に準備でき、退職金支払いを円滑に行うことができます。
2. この制度の採用により「賃金の支払の確保等に関する法律」で求められている退職金の保全措置（社外積立）が講じられます。
3. 掛金はすべて事業主が負担し、従業員 1 人あたり月額 30,000 円まで損金（必要経費）として扱われ、従業員の給与にもなりません。（所得税法施行令第 64 条、法人税法施行令第 135 条）
4. 中小企業退職金共済制度（中退共）との重複加入も認められます。（ただし、他の特定退職金共済制度との重複加入はできません。）
5. 掛金は金融機関の指定口座より毎月、自動振替となりますので非常に便利です。
6. この制度の退職金は加入者である従業員（被共済者）に直接支払われます。

活力ある職場づくりのため、
この機会に退職金制度・年金制度の見直しをぜひご検討ください。

一般社団
法人

全京都水道工事業共済会

○この制度の掛金は、全京都水道工事業共済会が引受保険会社と締結した新企業年金保険契約に基づき運用されます。
○当パンフレットは「退職金共済規約」に基づき、特定退職金共済制度の概要を記載したものです。記載のない事項は「退職金共済規約」に基づき運営されます。

《制度の内容》

加入事業主 (共済契約者)

- 京都府内に事務所を有する水道工事業者または関連事業者。

被共済者になれる 従業員

- 事業主と雇用関係にある責任開始日現在満15歳以上60歳未満の従業員の方。

- ただし、次の方は被共済者となることができません。

1. 個人事業主および個人事業主と生計を一にする親族
2. 法人役員（使用人職務を有する役員を除く）
3. 他の特定退職金共済制度の被共済者

※上記の場合を除き、全従業員を加入させる必要があります。

掛 金

- 全額事業主負担です。

1口2,000円として従業員1人につき月額最高15口（=30,000円）まで加入できます。

※掛金はいかなる場合（懲戒解雇等を含む）にも事業主には返還しません。

※事業主は従業員のうち特定の者につき不当な差別的取扱いをすることはできません。

新規加入と増口

- 新規加入と増口は、毎年3月1日・9月1日の2回です。

退 職 金

- 退職金は直接従業員に支払われます。

※いかなる場合（懲戒解雇等を含む）にも事業主には支払われません。

①退職一時金…加入期間3年以上の従業員が満60歳到達前に死亡以外の事由により退職した時、加入期間・加入口数に応じ、別表の給付額を支払います。

②退職年金…加入期間5年以上の従業員が満60歳に達し退職した時（但し、満60歳に達して引き続き在職している場合はその者が退職した時、もしくは満85歳に到達した時）に、年金支給を希望した場合は、加入期間・加入口数に応じ、別表の給付額を15年間は生死にかかわらず支給します。16年目以降は生存している場合に限り終身にわたり支給します。年金に代えて一時金で支給することも可能です。

※年金は年4回（2月、5月、8月、11月）3ヶ月分をまとめてお支払いします。

※年金月額が10,000円未満の場合は、退職一時金のお支払いとなります。

③死亡退職一時金…加入期間3年以上の従業員が死亡退職したときに、退職一時金と同額がご遺族（※）に支払われます。

※遺族の範囲および順位：1. 配偶者

2. 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で加入従業員の死亡当時、その収入によって生計を維持していた者

3. 上記のほか、加入従業員の死亡当時、その収入によって生計を維持していた親族

4. 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で「2」に該当しない者

《制度の取扱事項》

申込方法

- 所定の用紙に記入・押印の上、当共済会事務局へ提出願います。
※お申し込みにあたり、被共済者となる従業員全員の加入同意が必要です。

【申込締切日】2023年8月5日（土）

責任開始日（増口日）

- 2023年9月1日

掛金の払込方法

- 当共済会の指定する銀行口座から自動振替によりお払い込みいただきます。

共済加入者証

- 加入者に「特定退職金共済制度共済加入者証」を発行し、事業主にお届けします。
- 事業主は共済契約成立について、従業員に通知する必要があります。

退職金請求

- 所定の請求書（当共済会・大樹生命備付）に「特定退職金共済制度共済加入者証」「離職証明書等（写）」を添え当共済会事務局あてご請求ください。

共済契約の解除

- 事業主が掛金納入を3ヶ月以上怠ったとき、当共済会は共済契約を解除します。
- 従業員が、退職せず次に該当したとき、当共済会は共済契約を解除します。
 - ①個人事業主
 - ②個人事業主と生計を一にする親族
 - ③法人の役員（使用人兼務を有する役員を除く）
- 事業主は次の場合には、共済契約を解除することができます。
 - ①被共済者全員の同意を得たとき
 - ②掛金納入の継続が困難であると当共済会が認めたとき
- 共済契約が解除となった場合、「解約手当金」を従業員へ直接お支払いします。
※いかなる場合にも事業主にはお支払いしません。

賃金の支払の確保等に関する法律

「賃金の支払の確保等に関する法律」（昭和51年法律第34号）に基づき、事業主は退職金支払いのための保全措置を講ずる要請をされますが、この特定退職金共済制度に加入した事業所については、その要件を満たしたことになります。

《税法上のお取扱い》

※2023年5月現在の税制に基づいた記載です。今後税制改正が行われた場合は記載の内容と相違する場合があります。個別のお取扱いについては、税理士または所轄の税務署・国税局へご確認ください。

掛 金

- 事業主がこの制度に払い込んだ掛金は、従業員1人につき月額30,000円まで損金（必要経費）となります。
（所得税法施行令第64条、法人税法施行令第135条）
- 従業員の給与所得にもなりません。（所得税法施行令第64条）

退 職 年 金

- 雑所得となります。（公的年金等の扱いとなります。）
（所得税法第35条、所得税法施行令第82条の2）

退 職 一 時 金

- 退職所得（当該制度に係る被共済者の退職により支払われるもの）となります。
（所得税法第30条、所得税法施行令第72条）

$$\text{課税額} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1 / 2$$

勤 続 年 数	退 職 所 得 控 除 額
2年以下の場合	800,000円
2年超20年以下の場合	400,000円 × 勤続年数
20年を超える場合	8,000,000円 + 700,000円 × (勤続年数 - 20年)

死亡退職一時金

- 死亡退職金として扱われ、法定相続人数に500万円を乗じた金額まで相続税はかかりません。（相続税法第3条・第12条）

解 約 手 当 金

- 解約手当金は一時所得となります。（所得税法施行令第76条）

月額掛金表

口数掛金	1口 2,000円	2口 4,000円	3口 6,000円	4口 8,000円	5口 10,000円
口数掛金	6口 12,000円	7口 14,000円	8口 16,000円	9口 18,000円	10口 20,000円
口数掛金	11口 22,000円	12口 24,000円	13口 26,000円	14口 28,000円	15口 30,000円

基本給付額表（1口月額2,000円加入の場合）

(別表)

加入 期間(年)	年金月額	退職 一時金額	加入 期間(年)	年金月額	退職 一時金額
3	円	68,480 円	22	2,190 円	526,780 円
4		91,530	23	2,300	552,120
5	470	114,700	24	2,400	577,600
6	570	137,980	25	2,510	603,200
7	670	161,390	26	2,620	628,920
8	770	184,900	27	2,720	654,780
9	860	208,540	28	2,830	680,760
10	960	232,290	29	2,940	706,880
11	1,060	256,170	30	3,050	733,120
12	1,160	280,160	31	3,160	759,500
13	1,260	304,270	32	3,270	786,010
14	1,360	328,500	33	3,380	812,650
15	1,470	352,860	34	3,490	839,430
16	1,570	377,330	35	3,610	866,330
17	1,670	401,930	36	3,720	893,380
18	1,770	426,650	37	3,830	920,550
19	1,880	451,500	38	3,950	947,870
20	1,980	476,470	39	4,060	975,320
21	2,090	501,560	40	4,180	1,002,910

- 【注】
1. 上表の給付額は、「退職金共済規約」に基づく基本給付部分です。
 2. 上表の給付額は、将来の経済変動等により規約が改定された場合、変動します。
 3. 給付は、掛金の払込月数により月単位の給付をいたします。
 4. 死亡退職一時金は退職一時金と同額です。
 5. 年金月額が10,000円未満の場合は一時金のお取扱となります。
 6. 掛金には、制度運営費として月払掛金1口につき、50円が含まれております。
 7. 2口以上加入の場合には、上表の整数倍となります。

●お問い合わせは

一般社団
法人

全京都水道工事業共済会

京都市左京区岡崎円勝寺町1の11

TEL 075 - 771 - 7281

●引受保険会社 大樹生命保険株式会社（京都支社）

<住所> 京都市下京区新町通四条下ル四条町347-1 CUBE西烏丸ビル7階

TEL 075-361-4332

<個人情報の取扱について>

本共済制度の運営にあたっては、一般社団法人全京都水道工事業共済会は申込書類に記載の個人情報（氏名、性別、生年月日等）を本共済制度の事務手続きのために使用し、一般社団法人全京都水道工事業共済会が保険契約を締結する引受保険会社（大樹生命保険株式会社）へ提出します。

引受保険会社は受領した個人情報を、各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、一時金・年金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用（注）し、また、一般社団法人全京都水道工事業共済会に上記目的の範囲内で提供します。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き、一般社団法人全京都水道工事業共済会および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社にも提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、利用目的が制限されています。

F03009

特定退職金共済制度 加入申込者名簿

帳票NO 1 3 276	団体番号 7 12 5 0 3 6 0 6	加入年月日 2023 年 9 月 1 日	引受会社 13 14 大樹 生命 1 9
4~6BLK 地区所属名	所属コード(左づめ) 15 29	整理番号 26 28	

年 月 日

大樹生命保険株式会社 御中

新企業年金保険への加入・増口を下記の通り申し込みます。以下の共済契約者および被共済者は加入資格を有しております。

団体名 (契約者)

代表者名

印

(団体名)
一般社団法人 全京都水道工事業共済会 御中

貴団体の特定退職金制度にかかわる規程を承知のうえ、右記「被共済者資格のご注意」に該当がないことを確認し、下記の通り加入・変更申込をいたします。加入の取扱い、掛金額の決定にあたっては不当に差別的な取扱いは行なっておりません。

事業所名
(共済契約者)

事業主名



特定退職金共済制度への加入・掛金変更にご同意します。また、個人情報の取扱いについて、申込時に通知・配布された説明資料等の内容を承知し、同意のうえ下記に押印します。

<被共済者資格のご注意> 以下の方々はお加入できません

- | | |
|---|---|
| <p>○個人事業主の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主 ・事業主と生計を一にする親族(配偶者等) ・他の特定退職金共済制度の加入者 | <p>○法人の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員(使用人兼務役員を除く) ・他の特定退職金共済制度の加入者 |
|---|---|

* その他取扱いの詳細は退職金共済規程および申込時に配布された説明資料(パンフレット)でご確認ください。

整理NO	加入者番号	加入者(被共済者)氏名 ※カタカナで記入	性別	生年月日	今回申込		既加入 口数	合計 口数	職員 コード	大樹生命使用欄					考欄										
					口数	掛金				募集(統括) 営業部コード	営業室 コード	募集者コード	新人	本店 使用											
29	30	37	38	57	58	59	60	65	66	68	69	76	77	87	88	90	91	92	94	95	100	101	102	103	
0			男 1 女 0	昭3 平4	年 月 日	□	円	□	□																
1			男 1 女 0	昭3 平4	年 月 日	□	円	□	□																
2			男 1 女 0	昭3 平4	年 月 日	□	円	□	□																
3			男 1 女 0	昭3 平4	年 月 日	□	円	□	□																
4			男 1 女 0	昭3 平4	年 月 日	□	円	□	□																
5			男 1 女 0	昭3 平4	年 月 日	□	円	□	□																
6			男 1 女 0	昭3 平4	年 月 日	□	円	□	□																

総合計 件 □ 円